環境整備支援助成金

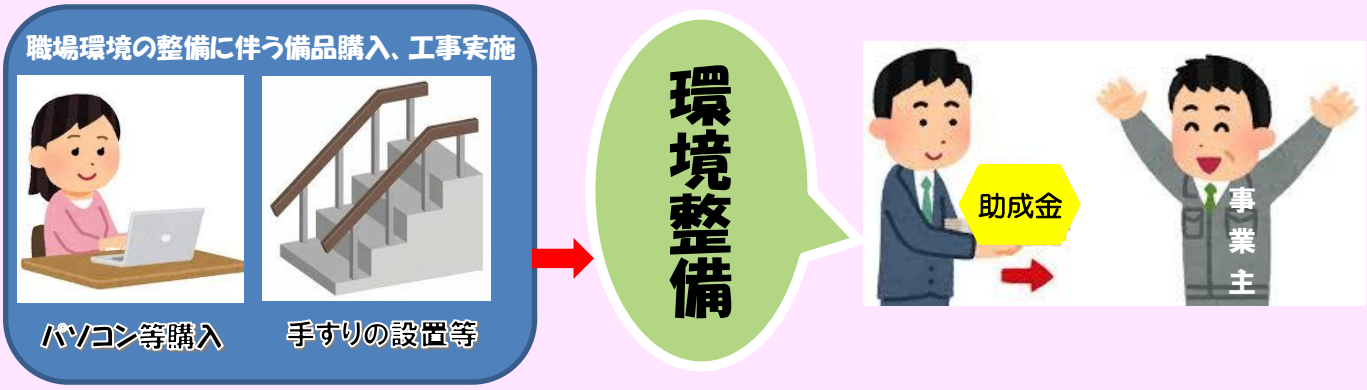

新たなワークスタイルの導入及び女性や高齢者等の職域拡大を実施するために職場環境整備を行った**中小企業事業主に助成金を支給**します。

支給額　対象経費の１／２以内（上限 200 万円）

対象事業　仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められるものに限ります。

目　的	対　象　事　業	対　象　内　容
新たなワークスタイルの導入	◆在宅勤務システムの導入 自宅設置用パソコン、タブレットの購入費 自宅 Wi-Fi 設備(ルーター等)購入費 VPN 設備費	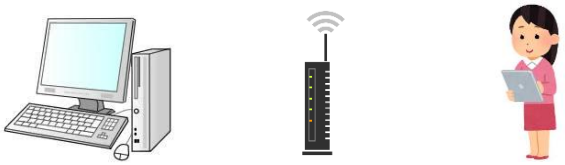
女性や高齢者等の職域拡大	◆女性がいない、又は男性に比べて少ない職場に、新たに女性を雇用する、配置するための専用施設整備工事（※男性の職域拡大も対象）	
	◆高齢者等の職域拡大のための安全対策工事等	
	◆事業所内託児スペースの整備	
その他の職場環境改善	◆職場コミュニケーション活性化のための休憩室の整備工事	

申請受付・問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28
兵庫県中央労働センター1F
URL　https://www.hyogo-wlb.jp/

TEL　078-381-5277
FAX　078-381-5288
E-mail　info@hyogo-wlb.jp
開館　月～金曜
9:00～17:00
(祝休日、年末・年始を除く)

支給対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の 1 から 12 のいずれにも該当することが要件です。

	支　給　要　件	チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者（期間の定めのない又は 1 年以上の雇用契約で、かつ 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上）が、企業全体で 300 人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス）の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて(受けようとして)いない	
5	過去 3 年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
6	過去 3 年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
7	雇用保険の適用事業主である	
8	風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	県税の滞納がない	
11	暴力団又はその統制下の団体でない	
12	当該「実績報告書」受理年度において、本助成金の受給は、同一事業主で２件以内かつ２００万円以内である。	

※ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは・・・当センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくは HP をご覧ください。

手続きの流れ

支給申請書は、工事開始日や備品購入日の概ね2週間前までに提出してください。
すでに工事に着手していたり、完了している場合は申請できません。

申請事業主

① 事前相談

工事開始日等の 1 か月以上前に

② 支給申請書（様式第 1 号）

工事開始日等の 2 週間前までに提出

ひょうご仕事と生活センター

③ 支給決定通知書（様式第２号）

工事開始・物品購入

④ 実績報告書（様式第 8 号）

事業完了後 30 日以内に提出

⑤ 金額確定通知書（様式第 9 号）

⑥ 請求書（様式第 10 号）

⑦ 振込

詳細はホームページをご覧ください。
「助成金申請の手引き」及び「提出書類の所定様式」はひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター
キャラクター「WLB7」

‘21.04